

守岡議員が 一般質問

いじめ防止条例の制定を

本市においても2015年度（平成27年度）121件のいじめ認知件数が報告されています。いじめにあつた子どもたちは一生深い傷を負いながら生きていかなければなりません。いじめをした側も、ひよっとしたら深刻な罪の意識がないままゆがんだ成長を続けるかもしれません。

いじめ問題を重要課題として位置づけ、社会全体で取り組むべき課題であることを市民にアピールしていく必要があります。また、子どもにはいじめられずに安全に生きる権利があり、それを保障するための行政や公教育の責務を明確にしなければなりません。さらに、子どもの命を最優先にする安全配慮義務を明確に定め、全教職員の情報共有と対応、子どもの自主活動の強化、加害者対応などいじめ対策の具体的対策を確立していく必要があります。

本市において、人権意識を柱に据えたいじめ防止条例を制定し、いじめの被害者・加害者それぞれの対策を講じ、悲惨ないじめ事件を出さない、いじめを克服する学校生活、市民生活をつくりあげることを提案しました。

いじめ対策の強化

人権意識を柱に据えた条例の下で、匿名アンケートの実施や専用相談ウェブの開設など、いじめを発見する仕組みづくりを提案しました。

また、いじめ対応で要となるのは、友だちと教員の寄り添いであることから、教員研修に、全国のいじめ克服の教育実践「児童生徒に寄り添う」講座を設け、実際の当事者の話を聞いたり、いじめ対策の先進事例を学ぶなどして、本市学校教育指導方針の内容を実践的に深めていくことを提案しました。

いじめ問題を学び合いの課題に

国の方でいま「主体的・対話的で深い学び」いわゆる



アクティブ・ラーニングを提唱し、単なる知識の習得だけではなく、いかによりよい社会・人生を築く学びをつくるのかという、大きな改革を進めようとしています。本市では国に先駆けて「協働の学び合い」を進め、豊かな教育実践をつくりあげてきた経緯があります。いじめをみんなで考え、その克服に向けた対応をはかる素地ができていくものと考えられます。こうした実践の積み重ねを土台にして、いじめ解決を学びの課題とすることを提案しました。

教員の負担軽減を早急に！

今日の教育現場は、教員の多忙によって児童生徒に十分寄り添えず、教材研究もままならない状態にあります。いま、教員の負担を抜本的に軽減し、児童生徒とのふれあいや教材研究といった教員本来の働きを増やすために、以下の事項について提案しました。

- ①部活指導に関する教員の負担を軽減するために、外部指導員の増員について、学校任せにせず市の教育委員会として方針をもつて取組むこと。
- ②本市でも事務補助員、学級事務支援員制度を導入し、教員の事務作業の軽減をはかること。

教育長の答弁

- 本市ではいじめ防止基本方針を作成し、それにもとづいていじめ防止に取り組んでいます。現在のところ、条例制定の考えは持っていません。
- 学校内での相談のほか、教育委員会に教育相談所を設置して、相談できる環境を整備しています。ウェブページ開設について、現在のところその考えはありません。
- 「寄り添い研修」は大事な研修の一つであり、さらに実践的な研修内容となるよう研究していきます。
- 今後も道徳の時間はもちろんのこと、様々な場面で児童生徒が自ら議論したり、生活と密着させながら学び合うことを推進していきます。
- 教員の負担を軽減するために、あらゆる努力を講じています。部活動の外部指導員および事務補助員については、法的備がなされた段階で、学校の要望も聞きながら検討していきます。

（全文はホームページを「ご覧ください」）

いじめ問題の克服に向け具体策を提案！【9月定例会】